四・五　（略）
六　非化石エネルギーの使用状況
七　（略）

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第八条　法第百二十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出書一通を提出してしなければならない。

第九条　法第百二十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十条　法第百二十九条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十一条　法第百三十条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百三十条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

四・五　（略）
（新設）
六　（略）

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第八条　法第百二十五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出書一通を提出してしなければならない。

第九条　法第百二十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十条　法第百二十五条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十一条　法第百二十六条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の事業年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（新設）